

時代より見て極めて進歩したものであり且つ今日も尙ほ或る最近の法律と比較して引けを取らないものであるように思はれる。

街頭商業に關する法律について今考慮中の諸國の半數以上は全國的規模に於て規律して居り即ち法律は國全體を通じて適用する。殘餘の國—英吉利の領土—は全國的に適用する法律を有してゐないが、地方當局に對し法律に規定せらるゝ範圍内に於て街頭商業に於ける兒童の使用を規律する命令を制定することを許容してゐる。英本國及び愛蘭自由國に於ては二つの方法を併用したものが存在して居り、絶對的全國的最低限度を定むると共に地方當局に對し、十六歳未満の年少者に關し、街頭商業を禁止又は或る條件の下に許可することを得しめてゐる。

七ヶ國は全國に適用する法律に依つて街頭職業に付て少女の年齢を引上げて居り又はその使用を全然禁じてゐる。殘餘の國は年齢は男女に對し同様である。少年に對する絶對的最低制限は愛蘭に於ける十一歳より白耳義に於ける十六歳までである。少女に對しては十一歳より十八歳までであり、又若干の國に於ては全然禁じてゐる。希臘は新聞を賣る少年に關し年齢を十四歳より十二歳に引下げることゝを認めて居り且つ街頭商業に關し例外を認めてゐる唯一の國である。

或る加奈陀の州では、急使、新聞賣り、靴磨き及び「ボーリング、アレイ」の「ピン、ボーイ」の職業に付ては、兒童が他の職業に於けるよりも一層大なる道德的危險に暴されるゝこと明かとなつたので、命令を以て特に規律することを得ることになつてゐる。或る他の加奈陀の州では街頭商業は授業時間中のみ禁ぜられてゐる。

兒童の街頭商業に關する一切の法律の弱點は疑もなく之を實施するの困難に存する。物を販賣する兒童に關しては物を配達する者に反して、此の問題に注意した一切の權威者は、斯る兒童が勞働中見易き徽章をつけることを強制するに非ざれば、有效なる監督は極めて困難なることに意見一致した。従つて大抵の法律は、街頭商人が許可を受け且つ徽章又は許可と徽章とを兼備したものをつけることを規定してゐる。徽章は無料で下附されるか(註)又は寄託金を要し、そしてその不當なる使用又は許可せられざる者に對する讓渡を防ぐ爲の措置が設けられてゐる。少額の寄託金の要求は不當なる讓渡を防止することに有用であると認められてゐる。許可は通常六ヶ月又は一ヶ年の期間を以て更新することを要する。

(註) 或る「アメリカ」の權威者は年少なる街頭商人がその許可に對し費用を支拂はねばならぬものとするときは一層眞面目にその職業を行ふこと及び右は或る自尊心を注入することとなつて一層たやすく監督することを得しむるに到ることを信じて少額の費用を拂ふべきことを唱道してゐる。

これ等の法律に對する違反行爲に關しては、他人(例へば親、新聞賣捌人又は新聞賣捌代理店の如きもの)の爲に勞働する兒童と自己の爲に新聞又は其の他の物を買ひ且つ之を賣る兒童との間に區別することが重要と認められた。第一の場合に於ては使用者を訴追すべく、第二の場合に於ては兒童又は

児童と親とを訴追すべきである。児童の違反者に関しては、「イングランド」に於ては、執行官廳の一般政策としては當該規定を懲罰的措置としてよりは寧ろ保護的措置として取扱ひ且つ此の意味に於て之を適用してゐるように思はれる。違反者は先づ第一に警告せられ、若しも違反が繰返へさるゝならば彼等は執行官廳に召喚せられ、そしてその許可を停止され又は取消さるゝことさへもある。極端の場合に於ては違反者を産業學校に送るの權限が行使されることもある。

上述の事實よりして、児童に依る街頭商業は、一般職業を規律する法律を以てしては之が解決は充分にあらざる特別の問題を提供する職業なることが明かであらう。この理由の爲に本書に於て考慮せる約半數の法律は街頭商業に關する特別規定を有つてゐる。又これ等の法律の半數以上は全國に適用するものであり、殘餘のものは單に法律の範圍内に於て地方に適用する命令を制定する權限を地方當局に付與してゐる。命令に依る規律は英帝國に特殊のものであるように思はれるが、英本國及び愛蘭自由國に於ては又全國に適用する絶對的最低年齢制限が存し、そして地方當局は命令を以て之を引上げ得ることになつてゐる。これ等の法律又は命令が規定する平均最低年齢は、少年に對しては十四歳又少女に對しては當該職業が少女に對し全然禁止されてゐる場合の外は十六歳である。學校當局又は警察官廳は通常許可及び徽章の制度の助けを借りて法律を實施してゐる。十七ヶ國は児童又は年少者に依る街頭商業を特に規律する法律を有してゐる。これ等の法律の主要なる規定は次ぎの表に示してある。

第四表 街頭商業ニ使用シ得ル児童又ハ年少者ノ年齢ヲ規律セル法律ヲ有スル國

國 及 法 律	制 限 的 規 定	絶對的年齡制限		之レ迄ハ許可ヲ必スル其ノ年齢	條 件
		少年	少女		
亞 爾 然 丁 一九二四年ノ婦人其ノ他ノ使用 法	街頭又ハ公衆ノ集マル場所ニ於テ自己又ハ他人ノ爲ニスル一切ノ職業ハ禁セラル(第四條)	十四	十八	—	—
「ニュー、サウス、ウェールズ」 一九二三年ノ兒童福利法	大臣又ハ地方當局ハ街頭商業ヲ許可シ且徽章ヲ帶フルコトヲ要求スルコトヲ得(第四八條)	十二	禁セラ	十六	道德及福利ヲ確保スルコト
「クエーンズランド」 一九一一年乃至一九二八年ノ州 兒童法及一九二九年八月ノ規則	許可セラレサル兒童ヲ街頭商業ニハ許可セラレタル兒童ヲ許可セラレサル商業ニ使用スル場合ニ付刑罰ヲ規定セララル(第六七條)、規則ニ依リ許可セララル職業ハ新聞、「マツチ」及花ノ販賣並ニ靴磨キ	十二	十二	十四	道德及福利ヲ確保スルコト
南 洲 一九九九年ノ兒童保護法	地方當局ハ新聞其ノ他ノ街頭販賣ヲ規律シ且許可及徽章ヲ要求スルコトヲ得(第一二條)	十三	禁セラ	—	—
西 洲 一九〇七—一九二七年ノ兒童福利法	兒童福利局ハ街頭商業ヲ規律シ且許可及徽章ヲ要求スルコトヲ得(第一〇四條)	十二	十二	—	—
埃 地 利 一九一九年五月十七日ノ規則	街頭若ハ其ノ他ノ職業又ハ一切ノ巡回職業ハ禁セラル(第七條)	十四	十四	—	—
白 耳 義 一九二七年四月二十七日ノ勅令	街頭ニ於ケル使用ハ禁セラル(第三條)	十六	十六	—	—

「ブ」ラ「ジ」ル 一九二七年ノ未成年者法典	一切ノ街頭職業ハ禁セラル(第一二二條)	十四	十八	十八	許可及徽章ヲ必要トス
加 「アル」バ「イ」ダ 一九二二年ノ児童保護法	地方當局ハ「メツセンジャー」新聞其ノ他ノ賣子及靴磨キヲ規程スルコトヲ得(第一七條)ノ公衆ノ集マル場所ニ於テ歌ヒ奏シ演シ又ハ物ヲ販賣スルコトヲ得(第二八條)	十八	十八	十八	十四歳未満ノ少年ノ場合ニハ親ノ同意
「マ」ニ「ト」 児童福利法(一九二四—一九二九年)	新聞其ノ他ヲ販賣シ又ハ廣告ヲ配布スルコト児童ハ拘留スルコトヲ得(第二九條)學校時間ニ於テ常習的ニ物ヲ賣リ歩キ又ハ販賣スルコトヲ得(第三〇條)地方官廳ハ「メツセンジャー」新聞賣子、靴磨キ及「ボーリング」アレイ「ボーイ」ヲ規程スルコトヲ得(第一六八條)	十二	十二	十二	十二乃至十四歳ノ少年ハ親ノ許可ヲ要ス
「ニ」 児童保護法(一九二七年)	地方當局ハ街頭商業又ハ職業ヲ規程スルコトヲ得(第一五一條)	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ
「ノ」 教育法(一九三〇年ニ改正)	學校時間中ニ於ケル街頭商業ハ禁セラル(第一三五條)地方當局ハ「メツセンジャー」新聞賣子又ハ小商品ノ賣子トシテノ使用ヲ規程スルコトヲ得(一九三〇年改正)	十二	十二	十六	第七級ノ試験ノ必要ハ十三歳以上ノ児童ヲ試験ヨリ免除ス
「オ」 児童保護法(一九二七年) 市町村法(一九二七年)	一切ノ街頭商業又ハ職業ハ禁セラル(第一四條)市町村ハ急使、新聞賣子、靴磨キヲ規程スルコトヲ得(第四三一條)	十二	十六	十六	規定ナシ
「ク」 市及町法	地方當局ハ街頭職業ヲ規程シ且新聞賣子ニ許可ヲ與フルコトヲ得(第四二八條)	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ
「サ」 市法(一九二五—一九二六年) 及町法(一九二七年)	地方當局ハ「メツセンジャー」、新聞其ノ他ノ販賣人及靴磨キヲ規程スルコトヲ得(市法第一一九條及町法第二〇九條)	十二	規定ナシ	規定ナシ	十二乃至十四歳ノ少年ニ付テハ親ノ同意

「イ」 「イン」 教育法(一九二一年)	規定セラルルカ如キ街頭商業ハ禁セラル(第九二條)地方當局ハ禁止シ又ハ條件ヲ附スルコトヲ得(第九一條)	十四	十四	十四	條例ニテ規定セラルルコトアルヘキ
「エ」 「タ」 月二十二日	「タ」市ノ街頭ニ於ケル新聞販賣(第四條)	十三	十三	十三	規定ナシ
「フ」 聯邦児童労働法(一九〇三年)	他人ノ児童ニ依ル品物ノ配達ハ禁セラル(第八條)	十二	十二	十二	規定ナシ
「ヒ」 婦人其ノ他ノ使用法(一九二二年)	街頭其ノ他ニ於テ又ハ家ヨリ家ヘ物ヲ販賣シ歩クコトハ禁セラル(第二二條)新聞ヲ賣ル少年ニ對スル例外(第一〇條)	十四	十四	十四	規定ナシ
「グ」 労働法(一九二六年)	街頭又ハ公衆ノ集マル場所ニ於テ行ハルル職業(第二四條)	十一	十一	十一	規定ナシ
「ニ」 児童自 街頭商人法(一九二六年)	街頭商業ハ禁セラル(第三條)地方當局ハ十六歳迄ノ者ニ付禁止シ又ハ條件ヲ附スルコトヲ得(第一條)「ダ」ニ於ケル街頭商業(第二條)	十一	十一	十一	條例ヲ以テ規定セラル
「ル」 「セ」 一九二〇年六月十八日ノ法律	絶對的必要ノ場合ニ於テノ十四歳未満ノ者ノ街頭商業ハ許可セラル	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ	規定ナシ
「ハ」 一九一八年ノ婦人其ノ他ノ使用法ニ基ク一九二一年六月二十五日ノ規則	街頭商業ハ禁セラル(第一八條及第二〇條)	十四	十四	十四	規定ナシ
「南」 児童保護法(一九一三年)	地方當局ハ街頭商業ヲ禁止シ又ハ規程スルコトヲ得(第五條)	十六	十六	十八	貧困ニ因ル労働ノ必要ニシテ身體上ノ適力並ニトノ證明

瑞 街頭商業法(一九二六年)	典	西	地方當局ハ禁止シ又ハ規律スルコトヲ得(第一條)	巡迴商業又ハ興行	十二	十二	十六	—
「アルガウ」州	同	同上	同上	十五	十六	十五	—	—
「バーゼル」郡部、「チチノ」及「ニーシャテル」ノ各州	同	同上	同上	十六	十六	十五	—	—
「チューリッヒ」、「ウリー」、「グラーリス」、「フリブルグ」、「ソロザン」、「バーゼル」市部、及外部	同	同上	同上	十八	十六	十六	—	—
「ロッドアッペンツェル」ノ各州	同	同上	同上	—	—	—	—	—
「ベルヌ」、「リニエセルヌ」、「ジュワイツ」上部及下部、「ウントルワルデン」、「ツグ」、「シャフハウゼン」内、「ロッドアッペンツェル」、「サンガール」、「グリソン」、「ツルガウ」及「ヴァレイ」ノ各州	同	同上	同上	—	—	—	—	—

酒場其他

飲食店、酒場及び酒精飲料を販賣する其の他の場所に於て使用し得る兒童の年齢は、二十二ヶ國に於て何等かの形式を以て規律されてゐる。この規律の範圍は聊か相異つてゐる。右は、亞爾然丁、「エストニア」及び佛蘭西(註一)に於ては斯る場所に於ける「酒精飲料の販賣」に、「ポリヴィア」に於ては「給仕としての使用」に、又「グアテマラ」に於ては「酒精飲料の販賣又は配達」に限られてゐる。その他の處では單に「使用」と明示されて居り、従つて酒精飲料の販賣に關聯せる使用のみならず一切の種類の使用に關するものと推定し得る。埃地利、「チッコスロヴァキア」及び獨逸では「使用」と明示し、そ

して別に「飲料をお客に酌すること」と明示してゐる。獨逸に於ては、少女に關する年齢制限はお客を接待する者に對し引上げてゐる。最も包括的のものは恐らく英本國、愛蘭自由國及び南阿聯邦に於て存するものなるべく、そこでは、明示せらるゝ年齢の兒童が許可された構内の酒場に入ることは、閉店時間を除き、許可證の所持者が刑罰に處せられる原因となる。これ等の法律は本來は兒童に依る酒精飲料の販賣を止めることを目的としたものでなく(これは一般職業に對する制限に依つて確保することを得たであらう)新聞若は其の他の物を賣り又は消費の目的の飲料を求むる爲、兒童が飲食店及び類似の場所に赴かしめらるゝことを防止するにあつた。併し乍ら、明かに斯る法律は等しく雇傭を防止するの効果を有してゐる。蓋し營業時間中に構内に兒童の立入ることそれ自體が既に犯罪を構成するに充分であるからである。

(註一) 佛蘭西に於ては制限は警察法に依りて課せられ且つ營業主の家族に屬せざる少女に對してのみ適用する。

(註二) 法律は他の方法を以てしては接近することを得ざる構内の或る部分に達する爲酒場を通過することを兒童に許してゐる。

これ等の法律の大部分は明かに兒童が酒精飲料の販賣に關係することを防止することを目的としてゐる。併し、六ヶ國——白耳義、「ポリヴィア」、勃牙利、加奈陀(「アルバータ」、「クエベック」)、希臘及び「バナマ」に於ては旅館又は旅館兼料理店に於ける使用を明示して居り、右は又一般職業に關する以外の規定に依つても又は命令に依つても規律されない給仕、呼鈴「ボーイ」、炊事場手傳人其他

の如き職業を包含せしめんとするものゝ如くである。墺地利、「チエッコスロヴァキア」及び或る加奈陀の州に於ては酒造場及び酒精飲料を製造する其の他の場所を明示してゐる。

これ等の場所に使用し得る年齢は二十歳（獨逸及び希臘）より二十一歳（智利、「グアテマラ」及び「ラトヴィア」）迄ある。制限的措置の日附を考慮するときには年齢が漸次上れることを認めることを得る。實際現在の傾向は此の職業に對する最低制限を十八歳と定めようとするものゝ如くである。家族的企業に對する例外は佛蘭西（絶對的制限なし）、希臘（十歳の制限）、伊太利（絶對的制限なし）及び愛蘭自由國（少女に關して）に於て認められてゐる。制限的の例外は獨逸に於ても亦認められて居り、それは二萬以下の人口を有する場所に適用し且つ警察官に依つて例外としてのみ許可される。次ぎの表は酒場及び酒精飲料を販賣する場所に使用し得る年齢を示すものである。

第五表 飲食店、酒場及酒精飲料ヲ販賣シ又ハ供給スル場所ニ使用シ得ル年齢

國名及法令	規律セラルル職業	年齢
亞爾巴尼亞 一九二四年ノ婦人其ノ他ノ使用法第一一條（j）	酒精飲料ノ販賣	十
埃地 一九一八年ノ兒童勞働法第一一條及附表第一	酒精飲料ノ販賣又ハ顧客ノ接待、酒場、酒造所及飲食店ニ於ケル使用	十

白 一九一九—一九二一年ノ婦人其ノ他ノ使用法第一一條	旅館及飲食店ニ於ケル使用	十
「ボリヴァイア」 一九二九年九月二十一日ノ最高命令第二條	酒精飲料ヲ販賣スル場所ニ於ケル給仕	少年一切ノ年齢
勃利 一九一七年ノ勞働者保健及安全法第一五條	旅館及「ビール」店ニ於ケル使用	十
加奈陀 「アルバート」 一九二六年ノ工場法第二〇條（i）	旅館及料理店ニ於ケル使用	十
「マニトバ」 一九二八年ノ政府酒精管理法第八二條	酒場番トシテノ使用	二十
「ニュー、ブランツイック」 一九一九年ノ兒童保護法第一〇條（i）	酒造所又ハ酒精ヲ販賣スル場所ニ於テ使用セラルル兒童ハ拘引スルコトヲ得	十
「ノヴァ、スコチア」 一九一九年ノ兒童保護法第二二條（i）	「ニュー、ブランツイック」ニ同シ	十
「ユール」 「ビール」販賣命令第三七條	「ビール」ノ販賣	二十
智利 一九二八年ノ未成年者保護法第三一條	酒精ヲ販賣スル場所ニ於ケル使用	十
「チエッコスロヴァキア」 一九一九年ノ兒童勞働法第七及第八條	酒精ヲ小賣シ又ハ供給スル場所ニ於ケル使用	十
「イングランド」及「ウェールズ」 一九〇八年ノ兒童法第一二〇條	許可セラレタル構内ノ酒場ニ居ルコト但シ閉店時間中ヲ除ク	十
「エストニア」 一九二七年五月十日ノ法律第五及第一七條	料理店其ノ他ニ於ケル酒精飲料ノ販賣	十

佛	一九二七年十月一日ノ飲食店ヲ規律スル警察法	飲食店ニ於テ酒精ヲ酌スルコト、但シ營業主ノ兒童ヲ除ク	十八(少女ノミ)
獨逸	一九〇三年ノ兒童勞働法第七條	宿屋及飲食店ニ於ケル使用(營業主ノ兒童ニ對シテハ制限的例外カ許サル)	十
希臘	一九二二年ノ婦人其ノ他ノ使用法第一條(f)及(g)	飲食店、酒屋、菓子店及旅館ニ於ケル使用、教育ヲ卒ヘサル場合 同上、教育ヲ卒ヘタル場合 營業主ノ兒童ニ對スル例外	十 十 〇二四
「グアテマラ」	一九二六年ノ勞働法第二七條	酒精ノ販賣又ハ配達	二 十 一
愛爾蘭	一九〇八年ノ兒童法第一二〇條 一九二四年ノ酒精飲料(一般)法第一二條	許可セラレタル構内ノ酒場ニ居ルコト、但シ閉店時間中ヲ除ク 酒精飲料ノ販賣	十 少年 少女 十八(註) 六四
伊太利	一九二五年ノ母性及兒童福利法第二三條	酒精飲料ノ販賣場所ニ於ケル使用但シ營業主ノ兒童ヲ除ク	十
「ラトヴィア」	一九二二—一九二四年ノ勞働時間法第一一條	酒精ヲ販賣スル場所ニ於ケル使用	二 十 一
諾威	一九〇二年ノ一般刑法第三八一條	酒場ニ於ケル酒精ノ酌	女 男子 二十 一
「バチナ」	一九一六年ノ行政法典第一〇九五條	料理店其ノ他ニ於ケル使用 酒精ノ販賣ヲ爲ス場所ニ於ケル使用	十 十 八四
南阿(聯邦)	一九一三年ノ兒童保護法第四九條	許可セラレタル構内ノ酒場ニ居ルコト、但シ閉店時間中ヲ除ク	十
西班牙	一九二八年ノ刑法典第八四五條	酒精飲料ヲ販賣シ又ハ消費スル場所ニ於ケル使用ニ付刑罪カ規定セラレ	十 六

瑞	「チネーリッヒ」州	酒場其ノ他ニ於ケル接待	女 男子 二十 六
	「リネーセルヌ」、「ウリ」、「上部」 「下部」 「ヴァレイン」ノ各州	同上	女 男子 十 六
	「グラルルス」、「ツィグ」及「フリブルグ」ノ各州	同上	十
	「ヘルヌ」、「ツロザン」、「シヤフハウゼン」 外部「ロード、アッペンツェル」、「サン、ガール」、「ツルガウ」及「ニューシャテル」	同上	女 子 十 八

(註) 營業主ノ親類ナルトキハ少女ニ付十六歳

雜 職 業

尙ほ残つてゐる考慮すべき職業は少數の特殊の職業であつて、これは通常一般立法に依るよりは地方的規定に依つて規律されてゐるが、それでも或る國では國全體に適用する法律を以て處理すること望ましいと考へた。此の種の集團は玉突場其の他同様のもの、競馬の厩、道德に害ある場所又は職業、病院其の他、車の操縦並びに道路掃除に於ける使用を包含してゐる。

二つの加奈陀の法律(「アルバータ」、英領「コロンビア」)は玉突場に於て又は之に關聯して年少者を使用することを禁じてゐる。尙ほ英領「コロンビア」に於ては性の如何を問はず十八歳未滿の年少者が玉突場に入ることを規律し又は禁止することを市町村に認むる法律を有してゐる。「マニトバ」では十

二歳以上十八歳未満の子供を「ボーリング、アレイ」に於て使用することを規律し、許可し又は監督することを地方當局に認めて居り、そして両親又は後見人の書面に依る同意を得ずして十八歳未満の少女又は十二歳以上十四歳未満の少年に許可を下付することを禁じてゐる。濠洲の二州（「クキーンズランド」、西濠洲）では競馬の厩に於て又は之に關聯して十四歳未満の子供を使用することを禁じてゐる。

兒童又は年少者を道德上の危険を伴ふ場所又は職業に於て使用することは六ヶ國即ち白耳義、「ボリウイア」、「ブラジル」、智利、西班牙及び「ヴェネズエラ」に於て規律されてゐる。立入ることを禁じられてゐる場所は夜間俱樂部、居酒屋、舞踏場、博奕設備及び淫賣宿を包含し居り、禁じられてゐる職業は印刷物、繪畫又は其の他の物にして當該國の刑法に反せずとも、兒童又は年少者の道德に危険を及ぼす虞あるもの、作製を包含してゐる。年齢は十六歳より二十一歳迄の間である。

尙ほ附言しなければならぬ點は、勃牙利に於ては十八歳未満の年少者を病院、療養所又は浴場に於て使用することを得ず、芬蘭に於ては十四歳未満の兒童を浴場に於て使用することを得ず、葡萄牙に於ては十四歳未満の兒童を馭者として使用することを得ず、又「ペルー」に於ては二十一歳未満の年少者が車を操縦することを得ざると同時に他方「グアテマラ」に於ては二十一歳未満の年少者が町の道路を掃除することを得ざることである。

次ぎの表は上掲の諸法律の概要である。

第六表 禁止セラルル雜職業

國 及 法 令	禁 止 セ ラ ル ル 職 業	年 齡
濠 洲 「クキーンズランド」 一九一一年乃至一九二八年ノ州兒童法第六七條	競馬ノ厩ニ於ケル使用	十 四
西 洲 一九〇七年乃至一九二七年ノ兒童福利法第二〇六條	競馬ノ厩ニ於ケル又ハ之ニ關聯セル使用	十 四
白 耳 義 一九二七年四月二十七日ノ勅令	舞踏場、夜間俱樂部其ノ他ニ於ケル使用	十 六
「ボリウイア」 一九二九年九月二十一日ノ最高命令	違法ニ非ストスルモ勞働カ道德ヲ害スル場所ニ於ケル使用	婦 人 十 六 歳 以上 二十 一 歳 以下
「アラバ」 一九二七年ノ未成年者法典第一一一條	「カフェー、コンサーツ」又ハ居酒屋、違法ニ非ストスルモ道德ニ害アル印刷物又ハ其ノ他ノ物ノ作製	十 二 歳 以上 十 八 歳 以下
勃 利 一九一七年ノ勞働者保健及安全法第一五條	病院、療養所及浴場ニ於ケル使用	十 八 歳 以上
加 陀 「アルバータ」 一九二二年ノ玉突場法第一二條 英領「コロンビア」 一九二四年ノ賭博場法第一一一條 一九二四年ノ市町村法第一二條	玉突場ニ於ケル又ハ之ニ關聯セル使用 玉突場其ノ他同様ノモノニ於ケル使用 條例ヲ以テ玉突場其ノ他ニ出入スルコトヲ禁スルコトヲ得	十 八 歳 以上 十 八 歳 以下
「マニトバ」 一九二八年ノ兒童福利法第一六八條	「ボーリング、アレイ」ニ於ケル「ピン、ボーイ」トシテノ使用ハ條例ヲ以テ規律スルコトヲ得	少 女 十 八 歳 以上 十 二 歳 以下

智	一九二八年ノ未成年者保護法第三一條	淫賣屋又ハ賭博場ニ於ケル使用	二	十	一
芬	一九二九年七月三十一日ノ児童使用法第二條	浴場設備ニ於ケル使用	十	十	四
「ゲ」	一九二六年ノ勞働法第二七條	町ニ於ケル道路掃除	二	十	一
「ベ」	一九一八年ノ婦人其ノ他ノ使用法第三〇條	車ノ操縦	二	十	一
波	一九二五年七月二十九日ノ命令第一七、第二七及第二九條	襁褓ノ蒐集、病院其ノ他ニ於ケル勞働、重荷ヲ揚ケル勞働	十	十	八
葡	一九二七年ノ命令第一四四九八號第七條	公的又ハ私的ノ馭者	十	十	四
西	一九二八年ノ刑法々典第八四五條	違法ニ非ストスルモ道德ニ危險ナル職業又ハ場所ニ於ケル使用	十	十	六
「ヴ」	一九二八年ノ勞働法第一六條	勞働カ道德ニ害アル場所ニ於ケル使用	二	十	一

### 第四章 實 施

工業以外の職業に關する法律の實施は殆ど國際的規律に適合してゐない。それは本來國內官廳の問題であつて、縱令國際條約は使用兒童の帳簿の備付、年齢證明書の提出其の他の如き法律の實施の爲の或

る種の措置を有用に課することを得るとしても、結局は之を國內の官廳に委せざるを得ない。これ等の法律を實施するに當つては或る固有の困難が存するが、それは當該勞働は、工業に於けるが如く何時たりとも臨檢し得べき工場に於て一緒に勞働してゐる多數の集團に依つて行はれずして、監督が屢々困難であり且つ必ずしも一定して居らない場所に於て使用せらるゝ孤立せる少單位に依つて行はれてゐるといふ事實に歸する。勞働者自體は通常學齡兒童であり且つ彼等が不平を懷くとも、之を訴ふるの機會が存在しない。それ故に工場監督制度に類する制度の如きは店舗に於て使用せらるゝ勞働者の場合を除いては、問題にならないこと明かである。

店舗に於ける内部の勞働に使用せらるゝ兒童に關しては、店舗監督官は最も適當なる實施機關であるようである。併し乍ら兒童が配達若は類似の勞働に屋外で又は街頭商業に使用せらるゝときは然うではない。此の場合には、警察官、兒童福利局又は兒童の福利を目的とする私的團體の職員、視學官及び公衆保健官に限られた監督を爲し得るが、監督官の如何に拘はらず、經驗に徴するに適當なる實施は殆ど容易でなく、さればこそ勞働手帳、許可及び徽章の如き補助的措置が案出された。

公衆娛樂業に付ては特別の注意を必要とする。公衆娛樂業は、之が實施の義務が特別の官廳に委嘱せられてゐないので、往々にして實施問題に付困難を呈する。或る加奈陀の州に於ては法律は此の目的の爲特別の官吏を任命することに付て規定してゐるが、之が方法に關する詳報は缺けてゐる。「イン



「グランド」に於ては、實際上監督が特に任命された警察官又は其の他の者に委ねられた場合就中その任命が許可の申請された裁判所所在地の地方當局を代表する官吏に與へられた場合には最も良き結果が得られたことを示してゐる（註）。

（註） Koeling, op. cit., pp. 37—40 参照

本書に於て法律研究の對象となつた大多數の國は、實施の爲の特別の施設を設けてゐないようで、此の問題は地方當局に依つて處理されるものと推定することを得る。たゞ、埃地利及び「チェッコスロヴァキア」に於ては、特別の否認の念の入つた機關が存在してゐる。それは特別の監督官を有する局に集中されてゐる。之には警察官廳、學校當局、年少者福利團體並びに牧師及び開業醫さへもが種々の程度に於て協力してゐる。又伊太利に於ては全國母性及兒童福利財團として知らるゝ一團體が存在して居り、それは一般的監督を行ひ且つ必要あるときは勞働監督官及び警察官の援助を求むることを得ることになつてゐる。尙ほ實施に關する極めて完全なる法規は、既に述べた一九二一年の英吉利の教育法中に存在してゐる。それは殆ど専ら使用せらるゝ學齡兒童に關するもので、そして法律の管掌を地方教育當局に委してゐる。

法律の實施を容易ならしむる爲の主なる措置としては、年少なる街頭商人に對する許可及び徽章、公衆娛樂業に於ける兒童の使用に對する許可がある。英帝國では二者とも採用されてゐるが他の國では興

行物に於てのみ行はれてゐる。「ブラジル」及び佛蘭西に於ては巡回職業に兒童を使用する者に對し斯る兒童の身元證明書及び出生證明書を備付けておくべきことを要求してゐる。

一切の法律はその規定の違反に對し刑罰—通常罰金及び或る場合に禁錮—を規定してゐる。危険なる興行物に關する規定の違反に對しては屢々特別の刑罰が科される。併し乍ら刑罰の問題は國際的に處理し得る問題ではない。

## 第二部 法令の概要

此の第二部に掲げらるゝ資料は純然たる文書的のものであつて、本報告に於て取扱ふ職業に兒童又は年少者を使用し得る年齢を規律せる國內法の概要を示したものである。法令なる題目の下に於ては、關係ある法律の名稱及び日附と共にその適用範圍を掲げてゐた。年齢に關する規定の題目の下に於ては、一般職業、商業、公衆娛樂業、映畫の製作、街頭商業及び配達業、酒精飲料を販賣する「バー」及其の他の場所、並に健康、教育乃至は道德に害ある場所又は職業に使用し得る年齢を規律せる條項を示してゐた。實施上の措置なる題目の下に於ては使用せらるゝ兒童の帳簿又は名簿備の付、勞働手帳の發行、正規の年齢以下の兒童を公衆娛樂業に於て使用するの許可、街頭商人其の他に對する許可又は徽章等に關する規定を示してゐたが、右の題目は此の種の規定が當該國の法律に規定ある場

合のみに存在する。實施の機關又は刑罰に關する規定は、如何に重要であつても國際的に規律し得ないので、掲げておかなかつた。

亞爾然丁

法 令

婦人、年少者及び兒童の使用は一九二四年九月三十日の法律第一一三一七號を以て規律されてゐるが、それは本報告に於て問題の一切の職業を網羅するやうである。此の法律は亞爾然丁共和國の全體に適用してゐる。

年齢に關する規定

一般職業

十二歳未満の兒童は如何なる種類の勞働にも使用することを得ない(第三條)。只公認せられたる職業學校は此の規定より除外せられてゐる(第三條)。原則として學齡兒童は義務教育(註)を完了した者でなければ使用することを得ない。尤も十二歳以上十四歳未満の者は、就業することが自己の又は其の兩親の生計を維持する爲必要なることを立證し得る場合には、法律に依つて規定せらるゝ最低限度の教育資格を備へてゐることを條件として除外することを得る(第一條)。

(註) 亞爾然丁に於ては六歳以上十四歳未満の兒童は義務教育がある。

商 業

十四歳未満の兒童は、公の又は私の商業的企業又は設備(營利の爲なると慈善的目的を有するとを問はず)に於て使用することを得ない。但し家族的企業は此の規定より除外されてゐる(第二條)。

公衆娛樂業

婦人又は十八歳未満の年少者に危険なる力わざ又は危険なる輕業を爲さしめたる者に付て罰則が設けられてゐる(第二十二條)。その他の種の公衆娛樂業(例へば劇場及び危険にあらざる娛樂業)に付ては別に規定はないが第一條の一般的制限に従ふべきものと推定し得る。

街頭商業

十四歳未満の子供又は十八歳未満の未婚婦人は、自己の爲なると他人の爲なるとを問はず、街頭又は公衆の集まる場所に於て行はるゝ職業に従事することを得ない(第四條)。

酒場其の他

婦人又は十八歳未満の子供を酒精飲料の販賣に使用することは禁ぜられてゐる(第十一條)。

實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、法律の適用を受くる十八歳未満の一切の年少者は特別の形式の勞働手帳を所持することを要し(第十七條)、その手帳には使用者は正規の記入をすることを要し、使用者

は又行政官廳に報告を提出するの義務を有する(第十八條)。商業的企業に於ては十八歳未満の年少者の年齢證明書を順次に綴込んで置かねばならない(第十六條)。

## 濠洲

### 法令

濠洲に於ては兒童の使用は各州の法律に依りて規律されてゐるので各州に付て別々に考慮する必要がある。此等の法律に依つて最低年齢が定められてゐる職業は大部分は公衆娯樂業及び街頭商業である。一の州では一定年齢未満の兒童を酒場に使用することを禁じ、又二つの州では、競馬の厩に關聯せる勞働に使用することを禁じてゐる。店舗に於て使用し得る最低年齢を特に定むるものは、僅かに一州のみであるが、斯る勞働は恐らく或る程度まで義務教育法に依つて制限さるべく、而して右の義務教育法は一切の州に於て十四歳未満の兒童を、適法に除外せられざる限り、就學せしむることを要求してゐる。一般職業に對する絶對的最低年齢を定めてゐる規定はどの州でもない。

「タススニア」に於ては關係ある規定は一も存在してゐない。「ヴィクトリア」に於ては街頭商業は規律されてゐるようであるが事務局は必要なる資料を所持してゐないので、此の州は除かねばならなかつた。

## 「ニュー、サウス、ウェールズ」

### 法令

公衆娯樂業、街頭商業及び物貰ひに兒童を使用することは一九二三年の兒童福利法 (Child Welfare Act) に依りて規律されてゐる。

#### 年齢に關する規定

公衆娯樂業 (危険ならざるもの)

法律は十二歳未満の兒童が許可された構内に於ける娯樂物に出演し、又は其處で物を販賣することを許容せる者に付いて刑罰を規定してゐる。但し文部大臣は兒童の健康及び親切なる待遇を確保する爲適當な設備を爲してゐることを條件として、七歳以上の兒童に許可された場所又は曲藝場に於て出演することを許可することを得る。時々行はれる慈善興行に付ては何等許可を必要としな(第四十二條)。危険なる興行物

十四歳未満の兒童を危険なる興行物に出演せしめた一切の者及び違反行爲を教唆せる兩親又は後見人に付て刑罰を規定してゐる。

## 街頭商業

文部大臣又は地方當局は、十二歳以上の子供をして街頭商業に従事することを得しむる爲め、精神的及物質的福利を確保し且徽章を附けることを條件として、之に許可を與ふることを得る(第四十八條)。

「クーンスランド」

法 令

五四

或る種の工業以外の職業に児童を使用することは一九一一年乃至一九二八年の州児童法 (State Child-  
ren Act) を以て規律されてゐる。右の法律は必要なる行政機関と共に州児童局を設けてゐる。右の法  
律の施行規則は一九二九年八月一日に制定された。

年齢に關する規定

公衆娛樂業

公衆娛樂業に關聯して十七歳未満の児童を歌はしめ、奏せしめ、物を販賣せしむる爲許可を受けずして  
使用する者に付て刑罰が規定されてゐる。時々行はるゝ慈善興業は除外されてゐる(一九二八年に改正  
された一九一一年法第六十七條B(三)) 許可を申請する場合に付ては規則は児童の出生の日及び興行の  
性質を申告することを要求して居り(第一〇五條) 又児童が十四歳未満なるときは通學證明書を要求  
され、且つ許可は學校の休暇中のみと與へられる(第一〇六條)。  
七歳未満の児童には許可を與へることが出來ない(第一〇七條)。

街頭商業

十二歳以上十四歳未満にして適法に許可を受けざる児童を街頭商業に使用する場合に付て刑罰が規定



されてゐる。又許可は受けても斯る許可に依つて認められてゐない職業に使用する場合も同様である。  
又十二歳未満の児童を使用する場合も刑罰に處せられる(一九二八年に改正された一九一一年法第六  
十七條)。施行規則に依つて認められてゐる職業は(イ)新聞及び規則中に明示されてゐる其の他の印刷物  
の販賣及び「マッチ」又は花の販賣並に(ロ)靴磨き是れである。

競馬の厩に於ける使用

十四歳未満の児童を競馬の厩に於て使用することを許容せる場合に付て刑罰が規定されてゐる(一九  
二八年に改正された一九一一年法第六十七條B(二))。

實施上の措置

街頭商業に關しては上記の許可の外に、施行規則は、使用される児童に徽章を付けてなければならぬ  
ことを命じてゐる(第三百三條(三))。州児童局は許可された児童の登録簿を備へつけ(第一百三條)又十四  
歳未満の児童を使用する者は施行規則に依つて規定されてゐる諸事項を示す記録簿を備へつけておか  
ねばならない。此の記録簿は児童局の權限ある官吏が要求するときは之を提示しなければならぬ。  
施行規則に違反する場合に付て特別の刑罰が規定されてゐる。

南 濠 洲

法 令

五五

街頭商業及び公衆娯樂業に於ける兒童の使用は一八九九年の兒童保護法 (Children's Protection Act) に依つて規律されてゐる。但し法律の規定は少年にのみ適用し此の職業に於ける少女の使用に關しては何等の規定もない。此の法律を改正した一九一八年法は公衆娯樂業に關する規定を附加した。

年齢に關する規定

公衆娯樂業

一八九九年の兒童保護法は六歳未満の兒童は法律に規定されてゐる公衆娯樂業に出演し又は之に關聯して使用することを得ざることを規定してゐる (一九一八年に改正された一八九九年の法律第十條 A (一))。時々行はるゝ慈善興行は此の規定より除外されてゐる (同四)。  
危険なる興行物

兒童保護法は生命、健康又は安全に危険なる曲藝、輕業又は見世物に使用せらるゝ十三歳未満の兒童を「顧みられざる兒童」 (neglected child) と看做し (第四百四十四條) 即ち警官に於て令狀を須むずして拘引し且告發することが出来る (第三十二條)。

街頭商業

市町村は、十三歳以上の子供が、許可を得且つ徽章を附けることを條件として、街頭に於て新聞其の他の物を賣ることに付て條例を定むることを得る (第十二條)。

西 濠 洲

法 令

店舗及び倉庫に於ける兒童の使用は一九二一年の工場及店舗改正法 (Factories and Shops Amendment Act) を以て規律されてゐるが、右の法律は從來工場のみに適用してゐた最低年齢に關する規定に「店舗又は倉庫」なる字句を挿入することに依つて一九二〇年の工場及店舗法を改正したものである。右以外の他の職業は一九〇七年乃至一九二七年の兒童福利法 (Child Welfare Act) (第七部全體及第八部 第三十七條) に依つて規律されてゐるが、右は兒童の保護、監督及び福利に關する種々の法律を統一したものである。

年齢に關する規定

店舗其の他

一九二一年に改正された一九二〇年の工場及店舗法に依つて、十四歳未満の少年及び十五歳未満の少女は店舗又は倉庫に使用することを得ない (一九二一年の法律第五條に依つて改正された第五十三條)。「店舗」とは小賣商業が行はれる小賣商店及び一般的に其の他の場所を意味してゐる (第四條)。法律中には家族的企業が此の規定より除外されることを示す規定が存在してゐない。

公衆娯樂業

児童福利法は、此の法律の管掌を委任された大臣の許可を得る場合は別として、十六歳未満の児童を歌はしめ、奏せしめ、演ぜしめ又は物を販賣せしむる爲に或る場所に出す場合に付て刑罰を規定してゐる。此の規定は時々行はるゝ慈善興行には適用しない(第百六條①)。許可を得て使用する児童に付ては何等絶對的の最低年齢がないようである。

危険なる興行物

生命、健康又は安全に危険なる曲藝、輕業又は見世物に使用さるゝ十四歳未満の児童は「顧みられざる児童」と看做され、そして使用者は法律違反の廉を以て處罰される(第百三十七條)。児童福利局の官吏は「顧みられざる児童」を拘引し將來法律の命ずる取扱を受けしめることを得る(第二十九條)。

街頭商業

児童福利局は十二歳以上の児童を街頭商業に使用するの許可を與へることが出来る(第百四條①)斯る許可を受けざる児童を使用する者は法律違反の廉を以て處罰される。又許可を受けても許可されざる職業に使用する者も同様である。又十二歳未満の児童を使用する者も同様である(第百五條)。

競馬の厩に於ける勞働

十四歳未満の児童を競馬の厩に於て又は之に關聯して使用することを許容せる者に付て刑罰が規定されてゐる(第百六條①)

#### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、店舗に於ては二十三歳未満の各店員の年齢及び法律に規定されてゐる其の他の諸事項を示す帳簿を備へつけておかねばならぬ。

喫地 利

#### 法 令

児童の使用は一九一八年十二月十九日の児童勞働法に依つて規律されてゐる。此の規律は、一九二八年七月十日の法律を以て改正されたが、十四歳に達する迄の學齡の終らざる一切の児童の使用に一般的に適用される。目下問題の職業に於ける右の年齢以上の年少者の使用に付ては何等の規律も存在してゐない。

児童勞働法は、一般的に児童の使用を制限してゐる外に、公衆娛樂業、街頭商業及び酒精飲料を販賣する場所に於ける勞働に付て特別規定を設けてゐる。右の法律は一九一九年五月十七日の使用児童の勞働手帳及び街頭商業に關する規則並に法律の實施に關する一九二〇年一月二十三日の行政命令に依つて補足されてゐる。最後に児童勞働法第十二條に基き設置された州社會行政局に依つて發布された一九二〇年五月二十日の命令は、公衆娛樂業に於ける児童の使用に關する規定を補足して居り、又一九二二年七月十三日の俳優法には關係規定が存在してゐる。

年齢に関する規定

一九二八年に改正された一九一八年の児童労働法には、就學義務ある十四歳未満の児童は只法律の規定に従つてのみ使用し得ることを規定してゐる（第七條）。

一般職業

法律には十四歳未満の児童は第二條に定められてゐる容易なる労働（之に従事し得る最低年齢は十歳である）以外に正規に使用することを得ざることを規定してゐる（第七條）。しかして右の容易なる労働として除外されるものと思はるゝ職業は、教育又は訓練の爲の使用及び時々行はるゝ輕易労働に關するものである。

公衆娯樂業（危険ならざるもの）

児童労働法は十四歳未満の児童を、俳優としてたると他の資格に於てたるとを問はず、公衆娯樂業に於て又は之に關聯して使用することを禁じてゐる（第十二條）。但し一九二〇年五月二十日の命令は藝術、教育又は科學を保護する爲且児童の學校の校長との協議を條件として特別の場合に於て例外を認めてゐる。

一九二二年の俳優法は十八歳未満（又或る場合にはそれ以上）の未成年者は劇場に於ける仕事に従事するに先ち其の両親又は後見人の同意を得なければならぬことを規定してゐる（第三條）。  
興行物（危険なるもの）

一九二〇年五月二十日の命令は曲藝場其の他の場所に於ける輕業又は危険なる藝當に於ては公衆娯樂業に對する十四歳の最低年齢を規定せる児童労働法第十二條の規定よりの除外を認めることを得ざることを規定してゐる。

街頭商業

一九一九年五月十七日の労働手帳に關する規則は十四歳未満の児童を街頭商業、街頭に於て行はるゝ其の他の職業又は呼賣業に使用することを禁じてゐる（第七條）。

酒場其の他

児童労働法は酒精飲料を販賣せしめ、又は斯る飲料を販賣する場所に於てお客を接待せしむる爲十四歳未満の児童を使用することを禁じてゐる（第十一條）。尙ほ此の法律の附表第一には酒造場、酒場及び飲食店に於て十四歳未満の児童を使用することを絶対に禁じてゐる。

實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、一切の使用児童に付ては児童労働法及び之に基く一九一九年五月十七日の規則に依つて規定されてゐるが如き労働手帳を備へつけておかねばならない。法律には報酬を與へて他人の児童を常時使用せんと欲する者は児童が居住する場所の市町村廳より労働手帳の下附を受けなければならぬと規定してゐる（第二條）。市町村廳は労働手帳を發行するに先ち児童の両親又

は後見人及び學校長と協議しなければならぬし又市町村廳は體格検査を求むることを得る（第三條

(一)。兒童の學校の校長に對しては勞働手帳の發行に付て通知をしなければならぬ（第五條A(二)）。

白耳義

法 令

白耳義に於ては、兒童の使用は一九二一年六月十四日の勞働時間法第三十一條に依つて改正された一九一九年二月二十八日の婦人及兒童使用法を以て一般的に規律されてゐる。一九一九年法の第四條に基いて發布された一九二七年四月二十七日の勅令は公衆娛樂業及び街頭商業に使用し得る兒童の年齢を規定してゐる。

一八八八年五月二十六日の法律は、十八歳未満の年少者を曲藝師として及び其の他の危険なる興行物に使用する場合に付ての刑罰を規定することに依つて、事實上斯る職業に使用し得る年齢制限を高めた。

年齢に關する規定

一般職業

一九二一年の勞働時間法第三十一條に依つて改正された一九一九年の婦人及兒童使用法は十四歳未満の兒童を使用し得ざることを規定してゐる。此の規定は又使用者の爲にする家庭勞働にも適用する。それは権限ある機關の監督の下に在る公認實業學校には適用しない（一九二一年法第三十一條に依つて

商 業

前記の規定は特に次ぎの商業的業務に適用する。即ち商業的企業の事務所及小賣商店に於ける勞働並に商業的企業に於ける事務所使用人以外の使用人及び勞働者の勞働に適用する（一九二一年の法律第一條）。但し同一家族に屬する者のみが其處に使用される場合（一九一九年の法律第一條に依り）であつて、斯る企業が危険、不健康又は有害なるものとして分類され（一九二三年五月十五日の命令に従つて）且つ蒸氣汽罐又は機械力を使用せざる場合は此の限りでない。

公衆娛樂業（危険ならざるもの）

一九二七年四月二十七日の劇場其の他に於ける兒童の使用に關する勅令は十六歳未満の兒童を劇場、「ミュージック、ホール」、舞踏場、夜間俱樂部其の他同様の場所に使用することを禁じてゐる（第二條）。尙ほ又十六歳未満の兒童は、公開の設備内に於ける前條に明示せらるゝ企業に於て一切の種類の物を販賣せしめる爲、使用することを得ない（第三條）。



特別の場合に於ては劇場に對し工業労働社會福利大臣又は其の代理人に對する申請に基き第二條の規定よりの除外を許可することが出来る(第二條)。斯る使用に對する許可が與へられる條件は左の如くである。

(イ) 興行は劇場で行はるものでなければならぬ。「ミュージック、ホール」、夜間俱樂部其の他は除外されてゐる。

(ロ) 年少俳優の出演が劇を上演する上に於て必要でなければならぬ。

(ハ) 年少俳優が出演し又は立會ふことを要する場面に付て道德に害ある問題があつてはならぬ(註)。

(註) 許可は特定の演劇に對し劇場主をして指定された期間中一定数の兒童を使用することを得しむる許可の形式を取る。右には絶對的最低年齢に關する條件も時間、夜間労働其の他に關する條件も存しない。

興行物(危険なるもの)

一八八八年五月二十六日の法律は十八歳未満の年少者を其の健康に害ある曲藝其の他同様の危険なる興行物に使用する兩親又は其の他の者に對する特別の刑罰を規定してゐる(第一條)。

又兩親の同意を得ずして十八歳未満の年少者を使用する輕業師、野獸馴し、曲藝場の支配人其の他の同様の者にして右年少者の父又は母以外の者又は十四歳未満の自己の子供を使用する兩親に付て刑罰が規定されてゐる(第二條)。尙ほ又兩親又は後見人にして其の十八歳未満の子供又は被後見人を

第二條に掲げらるゝ職業に従事する者に引渡せる者及び斯る子供の引渡しを受けたる者に付ても刑罰が規定されてゐる(第三條)。

街頭商業

一九二七年四月二十七日の劇場其の他に關する勅令は、劇場其の他に於て物を販賣せしむる爲十六歳未満の兒童を使用することを禁じてゐる外、街頭に於て斯る目的の爲に使用することをも禁じてゐる。

(第三條)

酒場其の他

一般職業に對する前記の規定は、特に旅館及び飲食店に於ける労働(營業主の家族のみを使用する場合は除く)に適用する(一九二一年の法律第一條)。

實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、一切の兒童又は十六歳迄の年少者及び二十一歳迄の一切の婦人は公認された形式を具備し且法律に明示されてゐる記入を爲せる労働手帳を所持することを要求されて居り、又使用者は同様の記入を爲した帳簿を備へ付けておかねばならぬ(第十六條)。使用者は又法律の必要なる抜萃を掲示しなければならない(第十七條)。

「ホリヴィア」

年少者の使用は一九二九年九月二十一日の工業に於ける婦人及兒童の保護に關する最高命令並に右の命令に基いて一九三〇年二月に發布された規則に依つて規律されてゐる。此の命令及び規則は、本來は工業的勞働の規律を目的としたものであるが、今問題となつてゐる工業以外の職業に關する或る種の規定を包含してゐる。

年齢に關する規定

商業

年齢に付ては明確に規律されてゐないが、一般保健管理局は商業的企業に於ける「未成年者」(minor) (定義されてゐない) (註) の體格検査を命じ且つ其の健康が従事する勞働に對し不十分なりと認めらるゝ者の願下げを命ずることが出来る (第三條)。

(註) 命令及び規則に使用せらるゝ「未成年者」(minors)とは通常十六歳未満の年少者に關する。未成年 (under age) なる語は定義されてゐないが二十一歳未満の者に關するものと思はれる。

公衆娛樂業

上記の規則は劇場又は其の他の公衆娛樂業に關聯せる勞働に十六歳未満の年少者を使用することを禁じてゐる (第十六條)。

酒場

上記の最高命令は酒精飲料を販賣する場所に於て十六歳未満の年少者を給仕として使用することを禁じてゐる (第二條)。上記の規則は「未成年」(under age) (定義されてない) の婦人を、場内に於て消費する爲の酒精飲料を小賣する場所に於て使用することを得ざることを規定してゐる (第十六條)。健康、教育又は道徳に害ある勞働

前記の最高命令は健康、教育又は道徳に害ある勞働に十六歳未満の年少者を使用することを禁じてゐる (第二條)。尙ほ前記の規則は十六歳未満の年少者及び「未成年」の婦人を、使用そのものは違法に非ずとするも、斯る者の道徳に害ある虞ある場所に於て使用することを得ざることを規定してゐる (第十六條)。

「フラジル」

法令

兒童の使用は一九二七年十月十二日の命令第一七九四三號 A (「未成年者」法として知られてゐる) に依つて一般的に規律されてゐるが、右の命令は兒童及び年少者の保護に關する諸法律を統一したものである。目下考慮中の一切の職業は包含せられてゐるように思はれる。商業及び酒精飲料を販賣する場所に於ける使用は、特に掲げられてゐないが、その兩方とも第百一條に依つて規定されてゐる十二

歳の一般制限内に含まるゝものと思はれる。

年齢に関する規定

一般職業

十二歳未満の児童の使用は共和國全體を通じて禁じられてゐる（第一百一條）。

十四歳未満の児童は小學校の課程（註）を修了した者でなければ之を使用することを得ないが、併し制限ある官廳は十二歳以上十四歳未満の児童に付てその勞働が自己及び兩親の生計維持の爲必要なるときは能ふ限り斯る教育を受けることを條件として、之を規定の適用より除外することを得る（第一百二條）。十八歳未満の年少者は雇傭せらるるに先ち健康證明書を所持しなければならぬ（第一百二條）。

（註）就學は或る都市では強制的であるように思はれるが「サン、ボーロ」を除いては州全體に及んで居らない。

公衆娛樂業

十六歳未満の少年及び十八歳未満の少女を、劇場其の他の娛樂場所に於ける公演物に於て俳優、補役又は其の他の資格を以て使用する場合に付て又は斯る年少者を劇場又は同様の設備に於ける勞働（物の販賣を含む）に使用する場合に付て刑罰が規定されてゐる（第一百一條）。但し權限ある官廳は一名又は二名以上の年少者を、時間、健康及び道德に關する條件を守り且つ兩親又は後見人の同意を得ることとして、特定の演劇の上演の爲、劇場に於て使用することを許可することが出来る（第一百一條（一））。

成年に達せざる年少者は「カフェー、コンサーツ」(cafés-concerts)又は居酒屋 (cabinets) に於て使用することを得ない（第一百一條（二））。

又十六歳未満の年少者をして力業又は危險なる輕業を爲さしめたる者に付て及び輕業師、野師、體操教師、動物見世物師、曲馬興行主としての職業又は其の他同様の職業に従事する者にして其の興行に於て十六歳未満の年少者を使用する者（父親又は母親以外の）に付て刑罰が規定されてゐる。又上記の職業の何れかに従事し十二歳未満の自己の子供を使用する父親又は母親に付て刑罰が規定されて居り且つ斯る者は児童の監督權を剝奪される（第一百三條）。

映畫製作所

映畫製作所に於ては十八歳未満の年少者は或る條件を具備する場合にのみ使用することを得る。是等の條件は兩親又は後見人の同意、健康、夜間勞働及び道德に關する措置を執ること並に權限ある官廳より許可を得ることを含んでゐるが、三歳未満の児童に付ては其の勞働が藝術又は科學の爲に必要であり、且つ児童の健康及び安全を確保する爲必要なるが如き特別の措置が執られたる場合のみ許可を與ふることが出来る（第二百二十八條）。

街頭商業

十四歳未満の少年及び十八歳未満の未婚少女は街頭又は公開の場所に於て行はるゝ職業に従事するこ

とを得ない。十四歳以上十八歳未満の年少者は権限ある官廳より許可證を受けて之を上記の職業に従事する場合携帯してゐなければならない。彼等は又許可の番號を示す徽章を見易き場所に付けておかねばならない(第百十二條)。

道德に危険なる職業

刑法に違反し又は刑法には違反せずとするも年少者の道德を害する虞ある書類若は印刷物又は其他の物の作製、販賣又は配達に十八歳未満の年少者を使用する場合に於て刑罰が規定されてゐる(第百十六條)。

#### 實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、十八歳未満の年少者の使用者は仕事場に於て關係法規を掲示することを要求されてゐる(第百十九條)。使用せらるゝ年少者の名簿は三ヶ月毎に監督官廳に提出しなければならない(第百二十一條)。

使用者は使用し居る各年少者の兩親に規定の形式の労働手帳を提供しなければならない(第百二十二條)又労働手帳に記入される諸事項を示す帳簿を備へつけておかねばならない(第百三十三條)。

勃 牙 利

#### 法 令

關係ある規定は一九一七年四月十八日の労働者の健康及安全に關する法律第二十五號に存在してゐる。

る。此等の規定は商業的企業(定義されてゐない)に於ける兒童の使用に關するが、寄席興行物(Travelling entertainments)、酒場及び諸施設に於て特別の規定を設けてゐる。

#### 年齢に關する規定

商 業

十二歳未満の兒童又は初等教育を卒へざる十四歳未満の兒童は商業的企業に於て使用することを得ない(註)。これは労働が危険でなく又は不健康的でない家族的企業に適用するものとは思はれない(第一條)。

(註) 就學は七歳以上十四歳未満の兒童に對し強制的である。學年は九月十五日に始まつて七月十二日に又は地方に於ては六月十五日に終る。

公衆娯樂業

十八歳未満の年少者は寄席興行物に於て使用することを得ない(第十五條)。法律には其の他の興行物に於ては規定がない。

酒場其の他

十八歳未満の年少者は旅館又は麥酒店に於て使用することを得ない(第十五條)。  
施設其の他